

質疑応答

件名:「羽村市動物公園指定管理者」に関する質問

No.	質疑	回答
1	①応募資格 当社は住宅設備工事を主な事業としている法人で、動物園の運営実績はありません。このような会社でも、応募可能でしょうか。	羽村市動物公園指定管理者応募要領P.2「Ⅱ指定管理者の応募資格及び要件」に記載の通りです。
2	②人材について 仕様書に記載された園長、動物飼育部門長、獣医師等や今働いているスタッフ等の引き継ぎ雇用等は可能なのでしょうか。また、外部委託や必ず常勤で雇用する必要がある職種についても教えて頂きたいです。	現在、動物公園の管理運営に従事するスタッフ等は、現行指定管理者が雇用及び配置していることから、引継ぎ雇用等に関しては、市で回答する立場にありません。 常勤に必要な職種については、添付資料1「羽村市動物公園指定管理業務仕様書」P4「2指定管理者が行う業務（1）管理運営業務等①実施体制」に記載の通りです。
3	運営資金・指定管理料 事前に準備しておくべき運転資金の目安はありますでしょうか。また、指定管理料の支払い時期など現時点で定められている条件をご教示ください。	運転資金の目安については、指定管理業務を実施するにあたり、指定管理者の経営判断により、適切に準備していただくことを想定しています。なお、指定管理料の支払いに先立ち資金が必要となる場合の対応については、協定締結時に協議の上、定めることができます。
4	収支計画と収入の取り扱いについて 入園者数や物販売上等が見込みを下回った場合の損失は、原則として指定管理者が負担する仕組みでしょうか。	御認識の通りです。
5	園内のイベントや施設など 週末にイベント実施や新しい施設の構築などは基本的に指定管理者の判断によりおこなわれるという認識で合っていますでしょうか。 長年同じ会社が指定管理者になっていると思いますが今までにほかの会社、団体などからの応募はありませんでしたでしょうか。 また長年同じ会社が指定管理者になっている理由などもしあればわかる範囲で教えて頂けたら幸いです。	園内イベントなど自主事業の実施については、添付資料1「羽村市動物公園指定管理業務仕様書」P12「②自主事業に関すること」に記載の通りです。 平成20年度に指定管理者制度を導入して以来、公募による募集としておりますが、現行の指定管理者以外からの応募はありません。 指定管理者の選定に当たっては、公募により募集しています。ただし、動物の飼育展示といった特殊な業務内容であるため、動物飼育に関するノウハウや実績を有する事業者からの応募を想定しており、その中から最適な事業者を指定管理者に決定しています。

〔「羽村市動物公園指定管理者」に関する質問〕